

少人数学級の推進，計画的な教職員定数改善及び義務教育費国庫負担制度の負担割合引き上げを求める意見書

学校現場では，貧困，いじめ及び不登校等の問題を抱える児童生徒の対応や，障害のある児童生徒，外国人児童生徒など特別な配慮を要する児童生徒への対応等，解決すべき課題が山積している。さらに，学校における新型コロナウイルス感染症対策と児童生徒の健やかな学びの保障との両立を図ることが重要となっている。

一方，このような複雑かつ多様な課題に対する教員の対応は，長時間勤務という形で表れ，深刻な状況となっており，「学校における働き方改革」が急務となっている。

こうした中，令和3年3月に公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律の一部を改正する法律（改正義務標準法）が成立し，公立小学校の学級編制標準が学年進行により，段階的に35人に引き下げられることになった。

今後，小学校だけにとどまるのではなく，中学校及び高等学校等での35人学級の実施が必要であり，きめ細かな教育を行うためには，さらなる学級編制標準の引き下げが不可欠である。

また，教員についても，働き方改革はもちろんのこと，国段階での国庫負担に裏付けされた計画的な加配教員の増員及び少数職種の配置増等，教職員定数の改善が不可欠である。

さらに，義務教育費国庫負担制度については，国庫負担率が「三位一体の改革」の中で，2分の1から3分の1に引き下げられたことにより，地方自治体の財政を圧迫している。

将来を担い，社会の基盤づくりにつながる児童生徒への教育は極めて重要であるため，教育の機会均等が担保され，教育水準が維持・向上されるよう施策を講じ，教育予算を国全体として確保・充実させる必要がある。

よって，国会及び政府におかれては，地方自治体が計画的に教育行政を推進することができるよう，次項の措置を講じられるよう強く要請する。

記

- 1 中学校の学級編制標準の全学年35人学級を早期に実現すること。
- 2 義務教育における少人数学級を推進し30人学級を実現すること。
- 3 計画的な加配教員の増員及び少数職種の配置増等の教職員定数の改善を図ること。
- 4 義務教育費国庫負担制度の国負担割合を引き上げること。

以上，地方自治法第99条の規定により，意見書を提出する。

(提出先)

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣

総務大臣

財務大臣

文部科学大臣